

若年運転者講習の実施に関する規程

令和 4 年 5 月 1 2 日
福井県公安委員会規程第 1 1 号

若年運転者講習の実施に関する規程を次のように定める。

若年運転者講習の実施に関する規程

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 指定等（第 3 条－第 6 条）
- 第 3 章 職員（第 7 条－第 9 条）
- 第 4 章 講習の計画等（第 10 条－第 15 条）
- 第 5 章 講習の実施等（第 16 条－第 30 条）
- 第 6 章 監督・命令等（第 31 条－第 35 条）
- 第 7 章 雑則（第 36 条－第 39 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、若年運転者講習（道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号。以下「法」という。）第 1 0 8 条の 2 第 1 項第 1 4 号に掲げる講習をいう。以下同じ。）の実施について、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（準拠）

第 2 条 指定講習機関の事務処理については、法、行政手続法（平成 5 年法律第 8 8 号。以下「行手法」という。）、道路交通法施行令（昭和 3 5 年政令第 2 7 0 号。以下「政令」という。）、道路交通法施行規則（昭和 3 5 年総理府令第 6 0 号。以下「府令」という。）、指定講習機関に関する規則（平成 2 年国家公安委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）、福井県道路交通法施行細則（昭和 4 3 年福井県公安委員会規則第 1 号。以下「県細則」という。）及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 2 6 号。以下「聴聞規則」という。）によるほか、この規程に定めるところによる。

第 2 章 指定等

（指定の申請）

第 3 条 指定講習機関の指定を受けようとする者は、規則第 2 条第 1 項に定める事項を記載した指定講習機関指定申請書（別記様式第 1 号。以下「指定申請書」という。）を福井県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出して、指定の申請を行わなければならない。

2 前項の申請は、指定申請書に次の各号に掲げる書類を添付し、正副 2 通作成して提出しなければならない。

- (1) 規則第 2 条第 2 項各号に規定する書類
- (2) 規則第 5 条各号に掲げる要件に該当する運転適性指導員名簿（別記様式第 2

号)

(3) 運転適性指導員履歴書（別記様式第3号）

（指定申請に対する審査）

第4条 公安委員会は、前条の指定申請書が提出されたときは、法第108条の4第1項第3号並びに規則第5条及び第8条の2の各要件について指定講習機関の指定を受けようとする一般社団法人若しくは一般財団法人又は指定自動車教習所（以下「一般社団法人等」という。）に直接赴いて確認するとともに、法第108条の4第3項各号に掲げる欠格事由のいずれにも該当しない一般社団法人等であることの確認を行った後、厳格な審査により指定の可否を判断しなければならない。

（指定）

第5条 公安委員会は、指定申請書の内容が指定の基準に適合すると認めたときは、指定書（別記様式第4号）を交付するものとする。

2 公安委員会は、前項の指定をしたときは、規則第3条の規定に基づき、指定講習機関として指定したことを公示するものとする。

（指定申請書の記載事項変更）

第6条 指定講習機関は、指定申請書の記載事項のうち、氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名、若年運転者講習（以下「講習」という。）の業務を行う事務所の名称及び所在地を変更しようとするときは、あらかじめ公示事項等の変更の届出書（別記様式第5号）により、公安委員会に届け出なければならない。

2 公安委員会は、前項の規定による届出があったときは、当該変更に係る事項を規則第4条第2項の規定に基づき、公示するものとする。

3 指定講習機関は、第1項のほか第3条各項に基づき提出した書類の記載事項に変更を生じたときは、速やかに指定事項変更届書（別記様式第6号）を正副2通作成して公安委員会に届け出なければならない。

4 公安委員会は、前項の指定事項変更届書の内容を審査し、その結果を当該指定講習機関に通知するものとする。

第3章 職員

（管理者）

第7条 指定講習機関の代表者は、当該指定講習機関の設置を管理する者（以下「管理者」という。）を置かなければならない。

2 管理者の要件は、政令第35条第1項の規定を準用する。

3 管理者は、講習業務の運営、管理全般についてその責任を負うものとする。

4 管理者は、運転適性指導員（以下「指導員」という。）に対する教養及び研修会を随時開催し、次の各号に掲げることに留意するとともに、知識、指導能力等の向上に努めなければならない。

(1) 新しく指導員となる者に対しては、事前に十分な教養を行い、講習を効果的に行うための知識・技術を習得させること。

(2) 研修会等の開催に当たっては、心理学等に関する専門家、学識経験者等を招致する

など、その内容の充実に努めること。

5 管理者は、講習を効果的に行うために、講習施設の改善、講習車両等の維持管理及び講習器材の整備に努めなければならない。

(副管理者)

第8条 管理者は、講習業務に関し監督的な地位にあり、かつ、管理者を直接補佐する職員（以下「副管理者」という。）を置くことができる。

2 管理者は、副管理者を指定したときは、副管理者指定届書（別記様式第7号）及び必要に応じて指定事項変更届書を正副2通作成して公安委員会に届け出なければならない。

3 副管理者は、管理者が出張その他で不在となるときは、その職務を代行し、その責任を負うものとする。

(運転適性指導員)

第9条 指導員は、規則第5条に掲げる要件に該当する者でなければならない。

2 指導員の服装は、活動に便利なもので、かつ、指導員としてふさわしいものとする。

第4章 講習の計画等

(講習業務規程)

第10条 指定講習機関は、講習業務開始前に法第108条の6に規定する講習業務規程を定め、公安委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 講習業務規程の認可申請は、講習業務規程認可申請書（別記様式第8号）に当該講習業務規程を正副2通添付して行うものとする。

3 講習業務規程を変更しようとするときは、講習業務規程変更認可申請書（別記様式第9号）に当該講習業務規程を正副2通添付して申請するものとする。

(講習実施日の指定)

第11条 公安委員会は、3か月ごとに若年運転者講習予定表（別記様式第10号。以下「予定表」という。）を作成し、各指定講習機関の講習実施日等を指定するものとする。

2 指定講習機関は、前項により講習を実施するものとする。

(講習の通知等)

第12条 若年運転者（以下「受講対象者」という。）に対する講習通知は、若年運転者講習通知書（別記様式第11号。以下「講習通知書」という。）により行い、配達証明郵便により受講対象者の住所地に送付するものとする。

2 前項の通知に当たっては、前条第1項の予定表に基づき、日時等を指定講習機関に割り当てるものとする。

3 公安委員会は、各指定講習機関に対し、若年運転者講習受講予定者を若年運転者講習受講予定者通知書（別記様式第12号。以下「講習予定者通知書」という。）により通知するものとする。

4 受講対象者に対する通知書には、講習所要時間、携行品（通知書、運転免許証、筆記用具、講習手数料、通知手数料等）及び服装等受講上の注意事項を記載した書面を添付するものとする。

(講習指定日の変更)

第13条 講習通知書を発送した後に、受講対象者から講習指定日の変更申込みがあったときは、次の各号により措置するものとする。

- (1) 公安委員会に対し変更申込みがあったときは、受講対象者が講習通知を受けた日の翌日から起算して1月以内に講習の日時、指定講習機関を変更することができるものとする。ただし、政令第41条の2に規定する「やむを得ない理由」に該当する者である場合は、その事情が生じている期間を1月の期間から除外すること。
- (2) 指定講習機関に対し変更申込みがあったときは、管理者は受理せずにその旨を速やかに公安委員会に連絡すること。
- (3) 公安委員会は、第1号により当初の講習指定日又は指定講習機関を変更したときは、若年運転者講習受講予定者変更通知書(別記様式第13号)により指定講習機関に通知すること。

(講習の移送)

第14条 公安委員会は、講習通知書を発送しようとした際に講習対象者が他の都道府県に住所を移転していることが判明した場合は、その者に対し速やかに住所変更の届出を行うよう指導するとともに、若年運転者講習移送通知書(別記様式第14号)により移転先を管轄する公安委員会に通知することとする。ただし、講習通知書が到達した後に、講習対象者が他の都道府県に住所を移転した場合で、講習対象者が移転先の都道府県の指定講習機関に受講申請を行おうとするときには、住所変更を行ってから受講申請を行うよう指定講習機関を通じて指導することとする。

2 住所変更の届出を受けた場合は、速やかに旧住所地を管轄する公安委員会に通知を行うものとする。

(若年運転者講習実施要領)

第15条 講習は、府令第38条第14項各号に定めるもののほか、警察庁が別に定める受験資格特例教習及び若年運転者講習に係る標準指導要領(以下「指導要領」という。)により行うものとする。

第5章 講習の実施等

(講習の受付)

第16条 講習の受付は、次の各号により行うものとする。

- (1) 運転免許証及び講習通知書により、受講対象者本人であることを確認し、県細則第34条の13に定める若年運転者講習受講申請書(以下「受講申請書」という。)を提出させること。
- (2) 当日の講習予定者通知書に氏名の記載がない者(指定日以外に受講を希望する者)については、受講できない旨を教示し、その旨を直ちに公安委員会に報告すること。
- (3) 指定された講習開始時間に遅れて出頭した者については、受講できない旨を教示し、直ちに公安委員会に報告すること。

(講習施設)

第17条 指定講習機関は、所要の受講者を収容できる必要な機材を備えた教室等を整備するなど、講習の実施に必要な施設を確保しなければならない。

(講習時間・講習細目等)

第18条 講習は、9時間とし、原則として連続する2日間で行うものとする。ただし、やむを得ず連続する2日間で実施することができない場合は、近接した日に第2日目を指定することができる。

2 実施に当たっては、若年運転者講習細目(別添1)によるものとする。

(講習用教材等)

第19条 講習において使用する教材等は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 視聴覚教材等 性格と運転の概説に関する視聴覚教材を必要数整備するとともに、筆記による検査のために必要な所要の運転適性検査用紙を必要数整備すること。

また、必要に応じ、感情制御能力や自己の運転技能に対する客観的評価能力の養成に資する教本等を使用すること。

(2) 普通自動車は、次のとおりとすること。

ア 講習用車両は普通自動車免許に係る標準試験車と同等以上の普通自動車とする

(オートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動車を含む。)

イ 講習に使用する普通自動車については、指導員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置(補助ブレーキ)を備えること。

なお、身体障害者用車両を持ち込む場合も必ず前記の装置を備えたものを持ち込ませること。

ウ 講習用車両には講習中(別添2)の標識を前方又は後方から見やすいように表示すること。

(3) 録画装置 実車による講習の状況(車内からの走行状況及び講習生の運転姿勢)を記録できるよう、所要の録画装置を整備すること。

(4) 映像再生機材 実車による講習の状況を録画した映像を用いた指導が実施できるよう、所要の映像再生機材を整備すること。

(学級編成)

第20条 学級は、1学級3人の編成を基準とし、1学級につき指導員1人を配置することを原則とする。この場合において、指定講習機関にあつては、法第108条の5第1項の規定により、運転適性指導には指導員以外の者を従事させることはできないことから、補助者についても指導員をもって充てること。

(運転適性指導)

第21条 運転適性指導は、筆記による検査、口頭による検査及び普通自動車の運転をさせることにより行う検査に基づき行うものとする。

2 筆記による検査は、「科警研編73C型」又はこれと同等以上の運転適性診断資料を使用して実施し、これに基づきカウンセリング等の指導を行うこと。この場合において、運転適性診断資料は、カウンセリング等の後、受講者本人に交付すること。

(講習手数料の徴収)

第22条 管理者は、法第112条第1項第12号及び福井県公安委員会等手数料

徴収条例（平成12年福井県条例第30号）第3条の規定に基づき、講習を受けようとする者から講習手数料を徴収するものとする。

2 管理者は、若年運転者講習手数料収納簿（別記様式第15号）により、講習手数料の徴収状況を明らかにしておくものとする。

（指導員の指名等）

第23条 管理者は、選任している指導員の中からあらかじめ当日の講習担当者を指名して、講習を行わせるものとする。

2 講習は、原則として開始から終了まで同一の指導員により行うものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、公安委員会の承認を得て、これによらないで講習を行うことができる。

（講習計画の変更）

第24条 天候その他やむを得ない事由により、講習計画を変更して行うときは、その旨を速やかに公安委員会に報告し、承認を受けなければならない。

（講習効果の測定）

第25条 講習効果の測定は、指導要領により、公安委員会が作成した問題集を使用して行うものとする。

2 前項の効果の測定結果は、若年運転者講習結果報告書（別記様式第16号。以下「講習結果報告書」という。）により報告するものとする。

（講習終了証明書）

第26条 管理者は、講習計画表の全てを終了した受講者に対し、若年運転者講習終了証明書（別記様式第17号）を交付するものとする。

2 管理者は、若年運転者講習終了証明書発行簿（別記様式第18号）により、若年運転者講習終了証明書の取扱状況を明らかにしておくものとする。

（受付時の留意点）

第27条 講習受講の受付に当たっては、次の各号に掲げる点について留意するものとし、疑義がある場合は、直ちに公安委員会に報告し、公安委員会において受講資格を確認した後に講習を受けさせるものとする

(1) 講習受講期間内（講習通知書が到達した日から1か月以内）にある者か否か。

(2) 通知書に記載されている日付又は本人の申告から講習受講期間外の疑いがないか。

（秘密保持義務）

第28条 指定講習機関の役員又は職員及びこれらの職にあった全ての者は、講習業務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（指導員の心構え）

第29条 指導員は、講習を行うに当たり、次の点に留意するものとする。

(1) 講習の目的及び指導要領について十分理解し、効果的な指導が行えるよう、その方法、手段を常に研究すること。

(2) 常に受講者の性格、心理をよく理解し、個性に応じた指導に努めること。

(3) 常に新しい知識と教養を身につけることに努め、自己研さん及び人間形成を怠らないこと。

(4) 車両及び講習器材等の取扱いに習熟するとともに、常にその保守点検を行い、その有効な活用を図ること。

(講習の休廃止)

第30条 管理者は、法第108条の10の規定により講習の全部若しくは一部の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、規則第14条に定める事項を記載した講習の休廃止の認可申請書（別記様式第19号）を提出しなければならない。

2 公安委員会は、前項の許可をしたときは、同条第1項第1号から第3号までに掲げる事項を公示するものとする。

第6章 監督・命令等

(指定講習機関に対する指導・監督)

第31条 公安委員会は、指定講習機関と連絡を密にしつつ、規則の関連規定に基づき、随時必要な命令、報告又は資料の提出の要求、講習の立会検査等を実施するなど、講習が適正かつ確実に行われるよう配慮しなければならない。

(講習業務規程の変更等に係る認可申請)

第32条 法第108条の6の規定により、指定講習機関は、講習の時間、休日、場所、実施方法等規則第10条に定める事項について講習業務規程を定め、これらの事項に変更が生じた場合については、変更の認可申請をしなければならない。

(指導員の解任命令)

第33条 公安委員会は、法第108条の5第3項の規定により、不正な行為をした指導員の解任を命じようとするときは、行手法第13条第1項第1号ハの規定により聴聞を行うものとする。この場合において、聴聞（第35条第2項において同じ。）の手續は、聴聞規則によるものとする。

2 指導員の解任命令は、前項の手續を経た後、解任命令書（別記様式第20号）を交付して行うものとする。

(監督・適合命令等)

第34条 公安委員会は、法第108条の8第1項及び第2項の規定により、指定講習機関に不適切な事由が生じた場合は、適合命令書（別記様式第21号）を発して、これについての改善命令を行い、是正させるものとする。

(指定の取消し)

第35条 公安委員会は、指定講習機関が法第108条の11第1項の規定に該当した場合は、行手法第13条第2項第2号の規定により、意見陳述の手續をとらずして指定講習機関の指定を取り消すとともに、指定講習機関の指定取消通知書（別記様式第22号）により当該指定講習機関に通知するものとする。

2 公安委員会は、指定講習機関が法第108条の11第2項の規定に該当し、指定講習機関の指定を取り消そうとするときは、行手法第13条第1項第1号イの規定により聴聞を行うものとする。この場合において、公安委員会は、当該指定講習機関の指定を取り消したときは、指定講習機関の指定取消通知書により当該指定講習機関に通知するものとする。

3 公安委員会は、前2項の規定により、指定講習機関の指定を取り消したときは、規則第15条に基づきその旨を公示するものとする。

第7章 雑則

(講習結果の報告)

第36条 管理者は、講習を終了したときは、講習結果報告書に受講申請書及び運転適性検査実施結果報告書（別記様式第23号）を添えて、速やかに公安委員会に報告するものとする。

(事業報告書)

第37条 指定講習機関は、規則第13条に基づき毎事業年度終了後3月以内に、事業報告書及び収支決算書を公安委員会に提出しなければならない。

(協議)

第38条 公安委員会は、講習業務の運営についてこの規程により難い事由が生じたときは、指定講習機関とその都度協議し、指示するものとする。

(簿冊等)

第39条 指定講習機関は、次に掲げる簿冊等を備付け、それぞれ各号に定める期間、会計年度でこれを保存するものとする。

- (1) 講習関係収支決算書 5年
- (2) 講習関係出納簿 5年
- (3) 若年運転者講習手数料収納簿 5年
- (4) 若年運転者講習終了証書発行簿 5年
- (5) 受講申請書の写し 1年
- (6) 運転適性検査の実施結果 1年
- (7) その他の関係書類 1年

この規程は、令和4年5月13日から施行する。

若年運転者講習細目

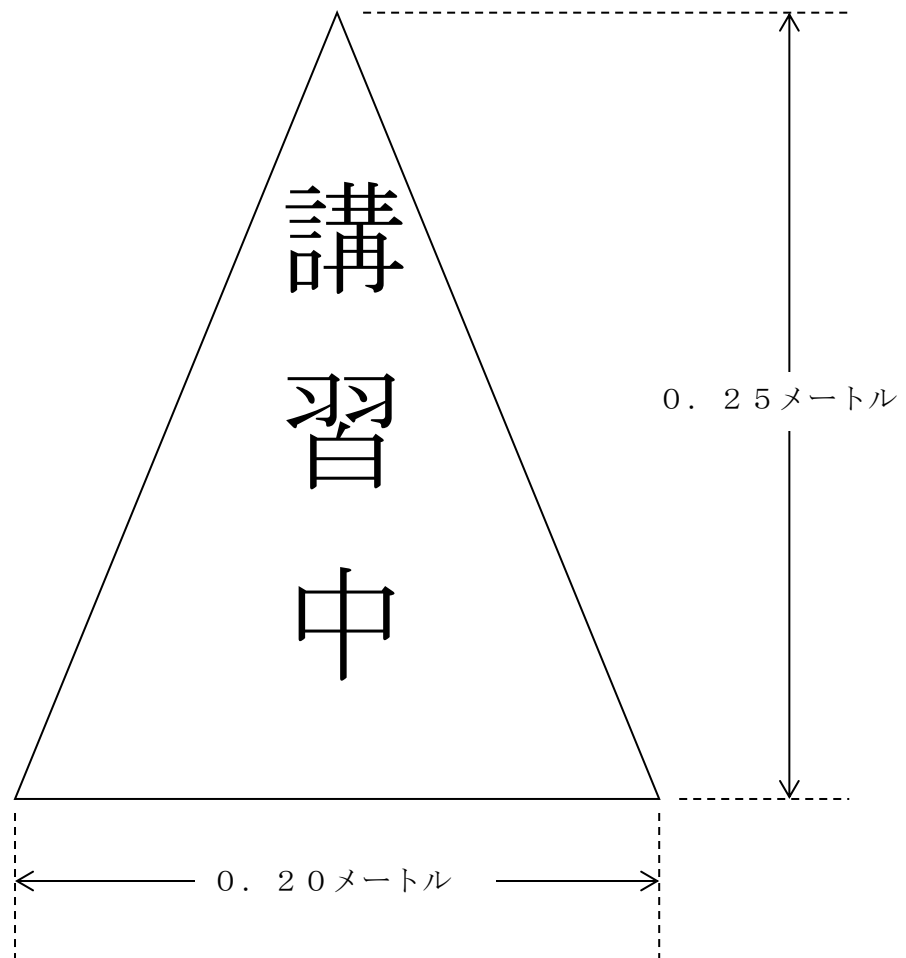
1 日目（5 時間）

	項目	内容	指導要領	時間
1	運転適性検査 (73C型)	運転適性検査（73C型）	講習の目的とその日程について簡単に説明し、直ちに、運転適性検査を実施する。自分の力を出し切るよう指導する。	1 時間
2	技能録画① (実車)	講習生の運転姿勢及び運転の映像を様々な道路交通環境下において記録する。	<ul style="list-style-type: none"> 講習生の運転姿勢を映像として記録する。 講習生の運転について映像を記録する。 	1 時間
3	性格と運転の概説（座学）	視聴覚教材や運転適性検査（73C型）の結果により、性格特徴が運転の仕方に表れる可能性があることを理解させる。	<ul style="list-style-type: none"> 取消処分者講習で実施しているものと同内容。 性格と運転行動の関係について概説を行う。 運転適性検査（73C型）の結果を講習生に渡した上で、指導・助言を行う。 運転適性検査の結果における長所については褒める一方、短所については表れやすい運転行動を例示として挙げ、自己の運転行動を見つめ直すきっかけを作る。 	1 時間
4	運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導① (座学)	運転適性検査（73C型）の結果及び技能録画①で録画した映像に基づき、自己の心理的特性や運転技能等を客観的に理解させるとともに、様々な心理的特性と運転行動の関係について理解させる。	<ul style="list-style-type: none"> 録画映像の観察に先立ち、「技能録画①」における運転について講習生に点数形式で自己評価をさせ、減点要因を講習生に語らせることにより（満点評価した場合には現状維持又はそれ以上を目指すための要因を語らせることにより）、講習生の運転に対する主観的評価を把握する。 運転適性検査（73C型）の結果及び本項目開始時における自己評価結果を踏まえ、技能録画①において録画した自己の運転状況の映像（一部で構わない。）を観察し、問題（危険性がある運転行為等）があった運転場面について、講習生自身に、何が問題であったのか、自己の心理的特性がどのように運転行動に影響したのか、また、心理的特性の短所について、どのように意識して行動したら補うことができるのかについて、指導員とディスカッションすることにより考えさせ、心理的特性が運転行動に与える影響を理解させるとともに、客観的評価と主観的評価の相違を理解させる。 	1 時間
5	安全運転のための指導① (実車)	実車を指導員が同乗した上で運転させ、運転適性検査（73C型）の結果及び「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導①」を踏まえ、講習生の弱点となる場面について重点的に指導を行う。		1 時間

2日目（4時間）

	項目	内容	指導要領	時間
1	技能録画② (実車)	講習生の運転姿勢及び運転の映像を様々な道路交通環境下において記録する。	<ul style="list-style-type: none"> ・講習生の運転姿勢を映像として記録する。 ・講習生の運転について映像を記録する。 	1時間
2	運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導② (座学)	各講習生の技能録画②で録画した映像に基づき、運転適性検査（73C型）の結果を踏まえることにより、運転行動にどのような変化が生じたかを理解させる。	<ul style="list-style-type: none"> ・録画映像の観察に先立ち、「技能録画②」における運転について講習生に点数形式で自己評価をさせ、減点要因を講習生に語らせることにより（満点評価した場合には現状維持又はそれ以上を目指すための要因を語らせることにより）、講習生の運転に対する主観的評価を把握するほか、運転適性検査（73C型）の結果を踏まえ、講習全般について、どのような点について注意して運転していたのか、講習生に意見を述べさせる。 ・自己の心理的特性を踏まえた運転をすることにより、自己の運転行動にどのような変化が生じたのか（可能な限り、技能録画①において録画した映像（一部で構わない。）と技能録画②において録画した映像（一部で構わない。）を比較するなどしてその違いを視覚的にも明らかにする。）を、指導員とディスカッションすることによって理解させるとともに、各講習生の運転適性検査（73C型）の結果及び1日目と2日目に実施した自己評価の結果を踏まえた指導を行い、今後も自身の運転を客観的に反省することができるよう意識付けを行う。 	1時間
3	安全運転のための指導② (実車)	実車を指導員が同乗した上で運転させ、運転適性検査（73C型）の結果及び「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導②」を踏まえ、講習生の弱点となる場面について重点的に指導を行うほか、講習の総まとめとして、交通違反や交通事故につながりやすい運転行動及び心理的特性について解説し、いかなる状況においても安全運転を心掛けるよう指導を行う。		1時間
4	講習全体の振り返り (座学)	講習生に対して発言を促しながら質疑応答を行い、講習全体を通じての感想文をまとめさせる。		1時間

「講習中」の標識



- 備考 1 標識は底辺0.20メートル、高さ0.25メートルの三角すいとす
る。
2 標識は黄色として、各面に『講習中』と黒書すること。